

第17号議案

芦屋市民会館条例及び芦屋市立公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市民会館条例及び芦屋市立公民館設置条例の一部を改正する条例を別紙のよ
うに定める。

平成29年2月21日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

市民会館に新たに附属設備等を設け、使用料を定めるとともに、市民会館及び公民館の附属設備等のうち、貸出しの実績がないものを廃止するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市民会館条例及び芦屋市立公民館設置条例の一部を改正する条例

(芦屋市民会館条例の一部改正)

第1条 芦屋市民会館条例（昭和38年芦屋市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1 市民会館施設使用料金表備考第10項を削り，同表備考第11項を同表備考第10項とし，同表備考第12項を同表備考第11項とする。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第7条の2関係）

附属設備等使用料金表

場所	種別	品名	単位	使用料金 (円)	備考
大ホール	舞台装置	せりピット	1式	4,200	固定使用の場合を除く。
		反響板	1式	6,000	
		所作台	1式	7,800	化粧かまちを含む。
		平台	1式	4,200	箱足を含む。
		屏風	1双	3,000	
		ひ毛せん	1式	2,400	赤座布団・赤布を含む。
		指揮台	1台	800	指揮者用・譜面台を含む。
		演台	1台	600	司会台を含む。
	楽器	スタインウェイD型ピアノ	1台	15,600	
		ヤマハCFピアノ	1台	7,800	
	音響装置	音響装置	1式	1,800	
		エレベーターマイクロホン	1本	1,800	中央，下手
		マイクロホン	1本	1,800	

		ワイヤレスマイクロホン	1本	2,400	電池代を含む。
		カセットテープレコーダー	1台	1,800	消耗品を除く。
		CDデッキ	1台	1,800	消耗品を除く。
		ステージスピーカー	1式	1,800	
		モニタースピーカー	1台	800	
照明装置		シーリングライト	1式	1,800	
		ボーダーライト	1列	1,800	
		サスペンションライト	1列	1,800	
		水平ライト	1列	1,800	アッパー, ロア各1列
		サイドフロントライト	1式	1,800	
		トーマタルライト	1式	1,800	
		バックギャラリート	1式	3,000	
		センターピンスポットライト	1台	1,800	
		ハロゲンピンスポットライト	1台	1,800	
		エフェクトマシン	1台	1,800	4台
		スポットライト1KW以下	1台	800	移動器具を含む。
		スポットライト1.5KW以下	1台	1,000	移動器具を含む。
		ソースフォー	1台	1,000	
		ミラーボール	1台	1,800	
	スモークマシン	1台	4,200	スモッグ液を含む。	
映写装置		35m/m映写機	1式	9,600	クセノンランプ, スクリーンを含む。
		16m/m映写機	1式	6,000	クセノンランプ, スクリーンを含む。
		液晶プロジェクター	1式	3,000	スクリーンを含む。
		DVD・ブルーレイディスクプレーヤー	1台	800	
その他		浴室	1室	1,800	
小ホール	舞台装置	平台	1式	2,400	一式12枚
		演台	1台	600	司会台を含む。
	楽器	ヤマハG3ピアノ	1台	4,800	
	照明装置	スポットライト	1式	1,800	
		増設ライト	1台	800	

本館	映写装置	液晶プロジェクター	1台	3,000	スクリーンを含む。	
		音響装置	マイクロホン	1本	1,200	
			ワイヤレスマイクロホン	1本	1,200	
			テープレコーダー	1台	1,200	
			音響装置	1式	1,800	
	茶道具	茶用道具	1式	1,800	釜・水指・建水・炭道具・棚等	
		御園棚	1式	3,000		
		毛せん	1式	800		
	映写装置	液晶プロジェクター	1式	3,000	スクリーンを含む。	
		ビデオテープレコーダー・DVDプレーヤー	1台	800	モニターテレビを含む。	
		音響装置	マイクロホン	1本	800	
	ワイヤレスマイクロホン		1本	800		
	テープレコーダー		1台	800	CDデッキ等を含む。	
	その他	金屏風	1双	2,400		
		展示パネル	1式	2,400	301室・多目的ホールで使用する場合の組立経費は含まない。	
所作台		1式	4,800			
パーソナルコンピュータ		1台	300			

備考

- この使用料は、全日をもつて1単位とする。
- 市外居住者が使用するとき、大ホール、小ホールについては附属設備等使用料の5割の額を、その他については10割の額をそれぞれ加算する。
- ピアノの特別調律については、市民センター長の指示に従うこと。

(芦屋市立公民館設置条例の一部改正)

第2条 芦屋市立公民館設置条例（昭和51年芦屋市条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1 公民館施設使用料金表備考第5項を削り、同表備考第6項を同表備考第5項とする。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第8条関係）

附属設備等使用料金表

種別	品名	単位	使用料金（円）	備考
映写装置	液晶プロジェクター	1台	3,000	スクリーンを含む。
	ビデオテープレコーダー・DVDプレーヤー	1台	800	モニターテレビを含む。
音響装置	マイクロホン	1本	800	
	ワイヤレスマイクロホン	1本	800	
	テープレコーダー	1台	800	CDデッキ等を含む。
音楽関係	ピアノ	1台	1,800	
	指揮台	1台	600	
	譜面台	1組	600	(1組15本)
美術・工芸関係	イーゼル	1組	800	画板付 (1組15本)
	モデル台	1式	800	
	陶芸窯	1式	1,800	
	電動式ろくろ	1組	800	
	スポットライト	1台	600	美術室に限る。
その他	ロッカー	1区分	900	
	スチール棚	1区分	1,200	
	パーソナルコンピュータ	1台	300	

備考

- この附属設備等使用料は、全日をもつて1単位とする。ただし、陶芸窯については3日間、ロッカー及びスチール棚については1月をもつて1単位とする。
- ロッカー及びスチール棚については、登録団体又は指定団体が引き続き使用する場合は6月先まで前納できる。使用期間に1月未満の端数があるときは1月とする。
- 市外居住者が使用するときは、附属設備等使用料の10割の額を加算する。
- 陶芸窯を使用する場合は、別にガス代の実費を徴収する。
- ピアノの特別調律については、公民館長の指示に従うこと。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の芦屋市民会館条例の規定による使用料は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

参 照

芦屋市民会館条例及び芦屋市立公民館設置条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

市民会館に新たに附属設備等を設け、使用料を定めるとともに、市民会館及び公民館の附属設備等のうち、貸出しの実績がないものを廃止するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 芦屋市民会館条例の一部改正（第1条関係）

ア 次のとおり、市民会館に附属設備等を新設し、使用料を定める。（別表第3）

場所	種別	品名	単位	使用料金(円)
大ホール	映写装置	DVD・ブルーレイディスクプレーヤー	1台	800

イ 市民会館の次の附属設備等を廃止する。（別表第3）

場所	種別	品名	単位	使用料金(円)
大ホール	舞台装置	特設花道	1式	3,000
		松羽目	1式	4,800
		掲示板	1台	600
	楽器	ベーゼンドルファーMOD225	1台	12,000
	音響装置	オープンリールテープレコーダー	1台	1,800
		DATレコーダー	1台	2,000
		MDデッキ	1台	2,000
	照明装置	バルコニーライト	1式	2,400
	映写装置	オーバーヘッドプロジェクター	1式	1,800
スライド映写機		1台	1,800	
小ホール	映写装置	スライド映写機	1台	800
		オーバーヘッドプロジェクター	1台	800
本館	映写装置	スライド映写機	1台	800
		オーバーヘッドプロジェクター	1台	800

ウ その他所要の規定の整備

(2) 芦屋市立公民館設置条例の一部改正（第2条関係）

ア 公民館の次の附属設備等を廃止する。（別表第2）

種別	品名	単位	使用料金(円)
映写装置	スライド映写機	1台	800
	オーバーヘッドプロジェクター	1台	800

イ その他所要の規定の整備

3 施行期日等

(1) 平成29年4月1日

(2) 改正後の芦屋市民会館条例の規定による使用料は、施行日以後の使用に係る使用料について適用する。

芦屋市民会館条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案						現 行						
別表第1（第7条関係） 市民会館施設使用料金表 （表省略） 備考 1～9 （省略） 10・11 （省略）						別表第1（第7条関係） 市民会館施設使用料金表 （表省略） 備考 1～9 （省略） <u>10 特別に電気その他を使用するときは、実費を徴収する。</u> 11・12 （省略）						
別表第3（第7条の2関係） 附属設備等使用料金表						別表第3（第7条の2関係） 附属設備等使用料金表						
場所	種別	品名	単位	使用料 金（円）	備考	場所	種別	品名	単位	使用料 金（円）	備考	
大ホール	舞台 装置	せりピット	1式	4,200	固定使用の場合を除く。	大ホール	舞台 装置	せりピット	1式	4,200	固定使用の場合を除く。	
		反響板	1式	6,000				反響板	1式	6,000		
		所作台	1式	7,800	化粧かまちを含む。			所作台	1式	7,800	化粧かまちを含む。	
		平台	1式	4,200	箱足を含む。			平台	1式	4,200	<u>高足・箱足・その他を含む。</u>	
									<u>特設花道</u>	1式	<u>3,000</u>	
									<u>松羽目</u>	1式	<u>4,800</u>	<u>竹羽目を含む。</u>
		屏風	1双	3,000		屏風	1双	3,000	<u>金・銀とも</u>			

改正案				現行					
	ひもせん	1式	2,400	赤座布団・赤布を含む。		ひもせん	1式	2,400	赤座ぶとん・赤布を含む。
						掲示板	1台	600	
	指揮台	1台	800	指揮者用・譜面台を含む。		指揮台	1台	800	指揮者用・譜面台を含む。
	演台	1台	600	司会台を含む。		演台	1台	600	司会台を含む。
楽器	スタインウェイD型ピアノ	1台	15,600		楽器	スタインウェイD型ピアノ	1台	15,600	
	ヤマハCFピアノ	1台	7,800			ヤマハCFピアノ	1台	7,800	
						ベーゼンドルファーMOD 225	1台	12,000	
音響装置	音響装置	1式	1,800		音響装置	音響装置	1式	1,800	
	エレベーターマイクロホン	1本	1,800	中央, 下手		エレベーターマイクロホン	1本	1,800	中央, 下手
	マイクロホン	1本	1,800			マイクロホン	1本	1,800	
	ワイヤレスマイクロホン	1本	2,400	電池代を含む。		ワイヤレスマイクロホン	1本	2,400	電池代を含む。
						オープンリールテープレコーダー	1台	1,800	消耗品を除く。
	カセットテープレコーダー	1台	1,800	消耗品を除く。		カセットテープレコーダー	1台	1,800	
						DATレコーダー	1台	2,000	
						MDデッキ	1台	2,000	
	CDデッキ	1台	1,800	消耗品を除く。		CDデッキ	1台	1,800	
	ステージスピーカー	1式	1,800			ステージスピーカー	1式	1,800	

改正案				現行					
照明 装置	モニタースピーカー	1台	800	モニタースピーカー	1台	800			
	シーリングライト	1式	1,800	シーリングライト	1式	1,800			
	ボーダーライト	1列	1,800	ボーダーライト	1列	1,800			
	サスペンションライト	1列	1,800	サスペンションライト	1列	1,800			
	水平ライト	1列	1,800	水平ライト	1列	1,800	アッパー, ロア各1 列		
	サイドフロントライト	1式	1,800	バルコニーライト	1式	2,400			
	トーマンタルライト	1式	1,800	サイドフロントライト	1式	1,800			
	バックギャラリート	1式	3,000	トーマンタルライト	1式	1,800			
	センターピンスポット ライト	1台	1,800	バックギャラリート	1式	3,000			
	ハロゲンピンスポット ライト	1台	1,800	センターピンスポット ライト	1台	1,800			
	エフェクトマシン	1台	1,800	4台	エフェクトマシン	1台	1,800	4台	
	スポットライト1KW以下	1台	800	移動器具を含む。	スポットライト1KW以下	1台	800	移動器具を含む。	
	スポットライト1.5KW以 下	1台	1,000	移動器具を含む。	スポットライト1.5KW以 下	1台	1,000	移動器具を含む。	
ソースフォー	1台	1,000		ソースフォー	1台	1,000			
ミラーボール	1台	1,800		ミラーボール	1台	1,800			
スモークマシン	1台	4,200	スモッグ液を含む。	ロスコ	1台	4,200	スモッグ液を含む。		
映写 装置	35m/m映写機	1式	9,600	クセノンランプ, ス クリーンを含む。	映写 装置	35m/m映写機	1式	9,600	クセノンランプ, ス クリーンを含む。
	16m/m映写機	1式	6,000	クセノンランプ, ス	16m/m映写機	1式	6,000	クセノンランプ, ス	

改正案						現行					
					クリーンを含む。						クリーンを含む。
		液晶プロジェクター	1式	3,000	スクリーンを含む。			液晶プロジェクター	1式	3,000	スクリーンを含む。
								オーバーヘッドプロジ ェクター	1式	1,800	スクリーンを含む。
								スライド映写機	1台	1,800	スクリーンを含む。
		DVD・ブルーレイディス クプレーヤー	1台	800							
	その他	浴室	1室	1,800			その他	浴室	1室	1,800	
小ホール	舞台装置	平台	1式	2,400	一式12枚	小ホール	舞台装置	平台	1式	2,400	一式12枚
		演台	1台	600	司会台を含む。			演台	1台	600	司会台を含む。
	楽器	ヤマハG3ピアノ	1台	4,800		楽器	ヤマハG3ピアノ	1台	4,800		
	照明装置	スポットライト	1式	1,800		照明装置	スポットライト	1式	1,800		
		増設ライト	1台	800			増設ライト	1台	800		
	映写装置	液晶プロジェクター	1台	3,000	スクリーンを含む。	映写装置	液晶プロジェクター	1台	3,000	スクリーンを含む。	
							スライド映写機	1台	800	スクリーンを含む。	
								オーバーヘッドプロジ ェクター	1台	800	スクリーンを含む。
	音響装置	マイクロホン	1本	1,200		音響装置	マイクロホン	1本	1,200		
		ワイヤレスマイクロホン	1本	1,200			ワイヤレスマイクロホン	1本	1,200		
テープレコーダー		1台	1,200		テープレコーダー		1台	1,200			
音響装置		1式	1,800		音響装置		1式	1,800			
本館	茶道具	茶用道具	1式	1,800	釜・水指・建水・炭 道具・棚等	本館	茶道具	茶用道具	1式	1,800	釜・水指・建水・炭 道具・棚等

改正案					現行						
		御園棚	1式	3,000			御園棚	1式	3,000		
		毛せん	1式	800			毛せん	1式	800		
映写 装置		液晶プロジェクター	1式	3,000	スクリーンを含む。	映写 装置	液晶プロジェクター	1式	3,000	スクリーンを含む。	
		ビデオテープレコーダー・DVDプレーヤー	1台	800	モニターテレビを含む。		ビデオテープレコーダー・DVDプレーヤー	1台	800	モニターテレビを含む。	
音響 装置		マイクロホン	1本	800		音響 装置	マイクロホン	1本	800		
		ワイヤレスマイクロホン	1本	800				ワイヤレスマイクロホン	1本	800	
		テープレコーダー	1台	800	CDデッキ等を含む。		テープレコーダー	1台	800	CDデッキ等を含む。	
その 他		金屏風	1双	2,400		その 他	金屏風	1双	2,400		
		展示パネル	1式	2,400	301室・多目的ホール で使用する場合は組 立経費は含まない。			展示パネル	1式	2,400	301室・多目的ホール 使用の場合、組立経 費は別
		所作台	1式	4,800				所作台	1式	4,800	
		パーソナルコンピュータ	1台	300			パーソナルコンピュータ	1台	300		
備考					備考						
1 この使用料は、全日をもつて1単位とする。					1 この使用料は、全日をもつて1単位とする。						
2 市外居住者が使用するときは、大ホール、小ホールについては附属設備等使用料の5割の額を、その他については10割の額をそれぞれ加算する。					2 市外居住者が使用するときは、大ホール、小ホールについては附属設備等使用料の5割の額を、その他については10割の額をそれぞれ加算する。						

改正案	現 行
<p><u>3</u> ピアノの特別調律については、市民センター長の指示に従うこと。</p>	<p><u>3</u> この料金表に規定していないもの及び持込器具のうち電気器具その他を使用する場合は、別に実費を徴収する。なお、<u>電気器具については、合計容量により次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>1.5KW未満 無料</u></p> <p>(2) <u>1.5KW以上 1.5KWごとに500円</u></p> <p><u>4</u> ピアノの特別調律については、市民センター長の指示に従うこと。</p>

芦屋市立公民館設置条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案					現 行				
別表第1 (第7条関係)					別表第1 (第7条関係)				
公民館施設使用料金表					公民館施設使用料金表				
(表省略)					(表省略)				
備考					備考				
1～4 (省略)					1～4 (省略)				
5 (省略)					<u>5 特別に電気その他を使用するときは、実費を徴収する。</u>				
6 (省略)					6 (省略)				
別表第2 (第8条関係)					別表第2 (第8条関係)				
附属設備等使用料金表					附属設備等使用料金表				
種別	品名	単位	使用料金 (円)	備考	種別	品名	単位	使用料金 (円)	備考
映写装 置	液晶プロジェクター	1台	3,000	スクリーンを含む。	映写	液晶プロジェクター	1台	3,000	スクリーンを含む。
						スライド映写機	1台	<u>800</u>	<u>スクリーンを含む。</u>
						オーバーヘッドプロジ ェクター	1台	<u>800</u>	<u>スクリーンを含む。</u>
	ビデオテープレコーダ ー・DVDプレーヤー	1台	800	モニターテレビを 含む。		ビデオテープレコーダ ー・DVDプレーヤー	1台	800	モニターテレビを 含む。
音響装 置	マイクロホン	1本	800		音響	マイクロホン	1本	800	
	ワイヤレスマイクロホ	1本	800			ワイヤレスマイクロホ	1本	800	

改正案				現行					
	ン				ン				
	テープレコーダー	1台	800	CDデッキ等を含む。	テープレコーダー	1台	800	CDデッキ等を含む。	
音楽関係	ピアノ	1台	1,800		音楽関係	ピアノ	1台	1,800	
	指揮台	1台	600		音楽関係	指揮台	1台	600	
	譜面台	1組	600	(1組15本)	音楽関係	譜面台	1組	600	(1組15本)
美術・工芸関係	イーゼル	1組	800	画板付 (1組15本)	美術・工芸関係	イーゼル	1組	800	画板付 (1組15本)
	モデル台	1式	800		美術・工芸関係	モデル台	1式	800	
	陶芸窯	1式	1,800		美術・工芸関係	陶芸ガマ	1式	1,800	ガス代実費
	電動式ろくろ	1組	800		美術・工芸関係	ロクロ	1組	800	電動
	スポットライト	1台	600	美術室に限る。	美術・工芸関係	スポットライト	1台	600	美術室
その他	ロッカー	1区分	900		その他	ロッカー	1区分	900	1月単位
	スチール棚	1区分	1,200		その他	スチール棚	1区分	1,200	
	パーソナルコンピュータ	1台	300		その他	パーソナルコンピュータ	1台	300	
備考				備考					
<p>1 この附属設備等使用料は、全日をもつて1単位とする。ただし、<u>陶芸窯</u>については3日間、ロッカー及びスチール棚については1月をもつて1単位とする。</p> <p>2 ロッカー及びスチール棚については、登録団体又は指定団体が引き続いて使用する場合は6月先まで前納できる。使用期間に1月未満の端数があるときは1月とする。</p> <p>3 市外居住者が使用するときは、附属設備等使用料の10割の額を加算する。</p>				<p>1 この附属設備等使用料は、全日をもつて1単位とする。ただし、<u>陶芸ガマ</u>については3日間、ロッカー及びスチール棚については1月をもつて1単位とする。</p> <p>2 ロッカー及びスチール棚については、登録団体又は指定団体が引き続いて使用する場合は6月先まで前納できる。使用期間に1月未満の端数があるときは1月とする。</p> <p>3 市外居住者が使用するときは、附属設備等使用料の10割の額を加算する。</p>					

改正案	現 行
<p>4 <u>陶芸窯を使用する場合は、別にガス代の実費を徴収する。</u></p> <p>5 ピアノの特別調律については、公民館長の指示に従うこと。</p>	<p>4 <u>この料金表に規定していないもの及び持込器具のうち電気器具その他を使用する場合は、別に実費を徴収する。なお、電気器具については、容量の合計によつて次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>1.5KW未満 無料</u></p> <p>(2) <u>1.5KW以上 1.5KWごとに500円</u></p> <p>5 ピアノの特別調律については、公民館長の指示に従うこと。</p>